

富士箱根伊豆国立公園
伊豆諸島地域（八丈支庁管内）管理計画書

（平成5年3月）

環境庁自然保護局

富士箱根伊豆国立公園管理事務所

まえがき

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（八丈支庁管内）管理計画書は、平成元年度に作成された。

その後、平成4年10月に八丈ビジターセンターが設置されたことにより、ビジターセンターを拠点とした利用者指導の方法を定める必要が生じたこと、また、八丈島の基盤産業である農業用地造成についての取扱を定める必要が生じたこと等、社会情勢の変化に伴い、地域の実情に則した適正な保護と利用の推進を図る必要が生じたため今回所要の改定を行うものである。

目 次

第 1 基本方針-----	2
1. 管理計画作成方針 -----	2
(1) 地域の概要 -----	2
(2) 基本方針 -----	3
2. 管理計画区分方針 -----	3
第 2 八丈島・八丈小島管理計画区 -----	4
1. 概要及び管理方針 -----	4
2. 風致景観の管理に関する事項 -----	7
(1) 許可届出等取扱方針 -----	7
(2) 保全対象と保全方針 -----	10
(3) 主要な展望地 -----	13
(4) 公園事業取扱方針 -----	14
3. 地域の開発整備に関する事項 -----	16
(1) 自然公園施設の整備 -----	16
(2) 一般公共施設 -----	16
4. 事業施設の管理に関する事項 -----	18
5. 利用者の指導に関する事項 -----	18
(1) 八丈島における利用者指導 -----	18
(2) 適正利用の推進 -----	19
(3) 利用者の安全対策 -----	19
(4) 盗掘の防止と保護育成 -----	19
6. 地域の美化及び清掃に関する事項 -----	20

第1 基本方針

1. 管理計画作成方針

(1) 地域の概要

富士箱根伊豆国立公園は、富士、箱根、伊豆半島及び伊豆諸島の4地域に分かれている。本管理計画は、伊豆諸島のうちでも南部の東京都八丈支庁管内八丈島、八丈小島の2島を対象に策定するものである。

八丈島、八丈小島は東京から南へ291 km離れた太平洋上に位置している。

八丈島、八丈小島は、黒潮の影響を受けているため、夏涼しく冬温かい高温多雨温帯気候に属している。年間降雨量は3000 mm以上にもなり、快晴日数は少なくなっている。また、夏季には問題は少ないが、冬季には、西よりの風がきわめて強く吹くことが多く、海上が時化るために船が接岸できなくなることがある。

地形地質的には、伊豆諸島の北部の島と同じく富士火山帯に属し、第三紀の基盤の上に、約200万年前の第4紀以後の火山活動で深海から噴火し、海面上700-800mの高さに山容を現す海底火山となっている。八丈島は、南東部を占める複式火山の三原山と、北西部を占める成層火山の八丈富士が、ラクダのコブのようにつながって成り立っている。集落は、島の南東部に位置する三原山を中心とする檜立・中之郷・末吉で形成される坂上地区と、島の北西部に位置する永郷地区及び、八丈富士と三原山の中間にある開けた平坦地に位置し、島の経済活動の中心地である大賀郷・三根で形成される坂下地区がある。坂下地区には、支庁、役場、空港、港、などの公共施設がある。

八丈小島も、成層火山で、一部は海食崖が発達しており、その急峻な地形とその他社会的な条件から、昭和44年に全島民が離島、現在は無人となっている。植物的には、島の多くの地域が、スタジイやタブなどの照葉樹の発達した二次林に覆われている。八丈島からは900余種の植物が記録されており、伊豆諸島の中では豊富な植物相を持っている。その特徴として、カシ類が少ないこと、ハチジョウカンスゲ、ハチジョウイタドリ等の固有種、固有亜種が多いこと、伊豆半島、箱根地域（フォッサマグナ地域）の植物と共通性が高いこと、気候的には暖温帯に属しているにも関わらず、暖地性の種が少ないこと等が上げられている。

動物相は、鳥類の種類が約270種と多く、わが国で記録された鳥類の約過半数となっており、伊豆諸島全体で見られる鳥類の8割が八丈島で見ることができる。

また、伊豆諸島特有のアカコッコ、イイジマムシクイ等の固有種、ミヤケコゲラ、オーストンヤマガラ等の固有亜種が見られること、ほ乳類、両生類、は虫類の種類がきわめて少ないこと等に特徴がある。

景観的には、火山景観、海岸景観等の、伊豆諸島共通の要素の他に、三原山周辺の変化に富んだ地形、及び 森林景観等が八丈島の特徴となっている。

また、八丈島は島では珍しく水が豊富であり、三原山から流れ出る河川を利用して古くから水田が開かれており、夏には蛍の飛び交う風景となっている。

利用としては、離島で、南国的な自然の風景や史跡の探勝、ハイキング、一般観光の他、海洋レクリエーションの場としての利用も多い。

(2) 基本方針

以上のような地域の概要を踏まえ、本管理計画の作成に当たっての基本方針は、次のとおりとする。

- ①公園計画の保護計画及び利用計画に基づき、地域の実状に合致した管理計画を作成要領に従い策定する。
- ②許認可等の取り扱いについては、従来からの東京都の指導方針とそごをきたさないよう策定する。

2. 管理計画区区分方針

本計画の対象地域は2島からなっているが、八丈小島は無人となっており、行政区域も同一であるため、八丈島とまとめて1つの管理計画区とする。

第2 八丈島・八丈小島管理計画区

1. 概要及び管理方針

八丈島 自然環境の概要

地形・地質	<p>八丈島は伊豆諸島の内では大島に次いで2番目に大きく69.52km²の面積をもち、周囲は約59kmとなっている。八丈島は北西部を占める八丈富士と南東部を占める三原山の2つの火山によりまゆ形を成している。八丈富士は、玄武岩の溶岩を主とする典型的な円錐型の成層火山で南東方へ広い裾野を展開している。一方三原山は、直径1kmのカルデラを持つ先カルデラ成層火山と、その内側にある後カルデラ成層火山からなる安山岩を主とする複式火山で侵食による水系の発達や海蝕崖が著しい。また、八丈富士の最高点854.3mは伊豆諸島中の最高峰である。</p>
植 生	<p>八丈島では約900余の植物が記録されており、伊豆諸島の中でも豊富な植物相を持っている。</p> <p>海岸部では、磯の多い海岸に、スカシユリ、ハマボッサ、ハマゴウ等の海浜植物が、磯の少ない浜辺に、ハマオモト、ハマヒルガオといった草本群落が発達している。また海崖部に、イソギク、ハチジョウススキの群落がみられる。</p> <p>八丈富士は山麓が広く代償植生であるタブ・ヤブニッケイ幼木林、中腹部から山頂にかけては火口荒原の自然植生であるガクアジサイ、タマアジサイ群集に広く覆われている。山頂火口部にはヤマグルマ、ヒメユズリハなどの原生林となり中央火口丘にはいくつかの湿原も見られる。その周辺はヒメノガリヤスの草原となっている。</p> <p>三原山では、山麓部はタブを含むスタジイの二次林となっており山頂付近にはスタジイの自然林であるスタジイ・オオシマカンスゲ群落が分布している。また北部の沢筋には天然記念物に指定されている北限のヘゴ自生地がある。</p>

社会的状況

島の産業の中心は、農業と水産業となっている。農産物の主なものは、各種観葉植物、ロベレニー等の切葉、フリージアの球根類等の花き園芸産品となっており、農産物全体の85%となっている。また、アシタバ等の生産も増加している。

公園の利用は、離島ブームの昭和48年ごろの約21万人をピークに、全体として減少傾向にある。昭和53年のストレッチア丸の就航、昭和57年のジェット機就航により一時持ち直したものの、その後も減少傾向にあった。しかし近年、サーフィンやスキューバダイビング等のマリンスポーツの普及により、マリネレジャーを目的とした層からの来島者が増え、平成元年からは増加傾向を示している。利用者は年間を通じて訪れているが、全体的には夏にかたよっており、利用の平準化と長期滞在型への転換が今後の課題となっている。

八丈小島自然環境の概要

地形・地質	<p>八丈小島は八丈島の北西7.5kmに位置し、面積3.10km²、周囲9kmの小さな島である。</p> <p>八丈小島は三原山噴火時に噴出した安山岩の溶岩成層火山であり、島のほぼ中央に標高約617mの大平山がある。また海岸線ははげしい侵食により、海蝕崖となっている。</p>
植生	<p>海岸部では、磯の多い海岸に、スカシユリ、ハマボッス、ハマゴウ等の海浜植物が、磯の少ない砂浜にハマグルマ、ハマヒルガオといった草本群落が発達している。また海崖部に、イソギク、ハチジョウススキの群落が見られる。山腹から山頂にかけては、タブを含むスダジイの二次林となっている。</p>

社会的状況

昭和44年3月に全島民離島している。

管理方針

以上のような状況を踏まえ、当管理計画区の管理方針を次のとおり定める。

- ①自然景観の保護を基本に、調和のとれた、公園整備を図る。
- ②保全対象の明確化を図り、保全方針を定める。
- ③公園道路の整備に当たっては、景観の保全に十分配慮する。
- ④自然とのふれあいや野外学習を公園利用の柱とし、ビジターセンター、植物園、自然観察路、園地等の必要な施設の整備とその利用の増進を図る。
- ⑤島の大部分が、公園に含まれることから、住民の生活に不可欠な行為については、取り扱いに配慮する。
- ⑥夏季集中型から、通年型利用となるよう、ソフト、ハード面の整備を進める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）及び「国立公園内における各種行為に関する審査指針について（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取り扱い方針によって運用する。

ただし、公園計画に合致する施設は、公園事業として把握する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>形状、色彩については、島全体の統一感を醸し出すことが出来るよう配慮されているとともに、建築物の海側、道路側等見られる方向には、可能な限り郷土種により防風垣等の保護育成を行い、周辺の自然環境との調和を図ることとする。</p> <p>建築物の扱いは以下のとおりとする。</p> <p>ただし、主に居住及び農林漁業等に供せられる建築物にあつてはこの限りではない。</p> <p>①屋根の形状：切妻または、寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>②屋根の色彩：周辺の自然環境、島の風土特性と調和する色彩（例：こげ茶、グレイ等）とし、原色及び光沢のある素材は避けるものとする。</p> <p>③外壁の色彩：白、クリーム、ベージュ、茶系統の周辺の自然環境と調和した色彩とし、原色及び光沢のある素材は避けるものとする。</p>
(2) 道 路	<p>①道路造成は、地形改変、支障木の伐採を必要最小限の規模にとどめ、周辺の自然環境に影響しないよう、また災害が発生しないよう十分な措置を行うものとする。</p> <p>②道路法面は、必要最小限の規模にとどめる。自然状態の良好な地域において、緑化する際には、無種子の植生基盤吹き付けを行う等、固有種の保護に留意する。主要な道路、展望地等から見える擁壁については、原則として現地産自然石を使用すること。なお、その他の擁壁についても自然石または、自然石を模したブロック積み等とする。なお強度、傾斜等の関係でこれによりがたい場合は、コンクリート擁壁とするが、擁壁の高さは極力低く抑えるとともに、スコリアの吹き付け等を行うか、自然石に模した表面仕上げとする。</p>

	<p>③モルタル吹付は道路の安全上必要と認められ、かつ、他の方法によることができない場合以外は認めない。</p> <p>④残土は、原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理する。やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上支障がなく、災害を誘発する恐れのない場所とする。</p> <p>⑤付帯施設、車窓からの視野を妨げず、また周辺の自然環境と調和を図るため、交通安全柵はガードケーブル、ガードパイプ、緑石等を用いるものとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、その機能に配慮しつつ景観に支障のないよう彩色するよう指導する。なお、塩害への耐久性にも十分配慮するものとする。落石防護柵及びロックネットは、暗灰色塗装または、亜鉛ドブツケ仕上げ等とする。</p> <p>⑥主要な利用拠点周辺の道路等における歩道敷石は、現地産自然石等により、周辺の自然環境と調和のとれた素材を用いるものとする。</p> <p>⑦工事跡地は速やかに整理し、郷土種により緑化修景すること。</p> <p>⑧廃道敷は、原則として、舗装を撤去し、客土した上、郷土種により緑化修景する。</p> <p>⑨橋梁、トンネル道路造成時に地形急峻等により、風致景観、切盛土量、安全性等を総合的に比較検討し、橋梁、トンネルが望ましい場合には、積極的に取り入れるものとする。また、トンネルについては、残土の処理に十分留意し、出入口部分の仕上げを自然石張、または、自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>道路の新設、拡幅等により生ずる裸地の修景緑化にあつては、山間部、海岸部それぞれに応じた郷土種を用いるよう配慮する。</p>
(3) 電柱等	<p>①第1種特別地域及び第2, 3種特別地域内の利用上重要な利用地、風致景観上重要な地域における電線路の新設は、極力地下埋設とする。</p> <p>②電線路は、重要展望地点、重要展望方向への設置（例えば道路の海側等）は避けるものとする。また、海上からの眺望にも留意する。電力線、電話線については、共架を促進する。</p> <p>③電柱の色彩は、原則として素材の色とするが、周辺の自然環境との調和を図る必要がある地域については、色彩及び</p>

	材質について配慮するものとする。
2 木竹の伐採	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。なお、第3種特別地域であっても、道路沿線等にあつては極力皆伐は避ける等、全般的な風致の維持を考慮し施業する。
3 土石の採取	温泉ボーリング 温泉ボーリングについては、温泉法による指導の他、掘削後に予定される引湯管その他の施設が、周辺の風致景観に影響がない場合に認めるものとする。
4 広告物	商品広告及び営業地外での社名広告（いわゆる野立て看板）は認めない。 案内標識は、道路の分岐点や各施設の入り口等に効果的な整備を進めるものとする。複数の標識を設置する場合は、極力統合を図る。標識類の規模は過大にならないようにし、統一した色彩となるよう検討する。 地域のサイン計画については八丈支庁を中心として統一的なデザインの検討を進めるものとする。
5 水面の埋立	原則として、道路・港湾・漁港等の公共事業の整備のための埋め立てに限り、認める方向で検討する。なおこの場合自然海岸を避けるなど、風致景観に及ぼす影響をできる限り少なくするものとする。
6 土地の開墾	農地造成で新たに森林を切り開く場合には、1区画最大1ha程度とし、その取扱いは下記の点に配慮するものとする。 ア農地と農地の間には防風や景観の保全を兼ねた既存の自然林を残すものとし、その幅は概ね10m以上確保するものとする。 イ造成した農地の中には適宜防風垣の設置若しくはオオバヤシャブシ等の植栽に配慮するものとする。 ウ農地造成にあたっては、切り替え畑等の伝統的農法を踏まえ、自然の持続的利用に配慮すること。

(2) 保全対象と保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な保全管理を行うこととする。

なお、伊豆諸島には、本土から隔絶した環境下にあるため、植物や動物（特に鳥類）に固有種や固有亜種等が多くこれらの保護、増殖を図るとともに、これらの動植物は、島の特徴を顕著に示していることから、自然観察会や解説板等により、保護の必要性の啓蒙を図る必要がある。

八丈島

保全対象	概要	保全方針
八丈富士域	八丈島を代表する火山景観典型的な成層火山となっており、中腹以上は、一部牧場部を除き、自然植生となっている。 第2, 3種特別地域 特定植物群落	八丈島を代表する景観であり、中腹以上については現状維持を図るため、公園事業道路、歩道等の施設の他は、極力人為による影響を排除することを基本とする。また、中腹以下の地域にあっても、地形の改変等は避け、極力火山景観の維持に努める。
八丈富士山頂付近及び中央火口内自然林	山頂付近は風衝地となっており、キシマノガリヤス等の草原となっている。中央火口内は、ヤマグルマ、ヒメユズリハ等の亜高木林の自然林となっており、特異な景観を呈している。 第1種特別地域 特別保護地区 特定植物群落	厳正な保護により現状維持を図る。施設は、登山歩道及び安全確保のため、必要な施設等にとどめる。
神止山のスタジイ林	神止山は、八丈富士の古い寄生火山であり、侵食が進んでいる。八丈富士側では唯一のスタジイの生育地であり、低地部に残る貴重な自然植生である。また、神止山の風穴内には、島内在来の数少ない	現状維持を図るため、極力人為による影響を排除することを基本とする。なお、コキクガシラコウモリの生息地である風穴の保護にも配慮する。

	ほ乳類であるコキクガシラ コウモリが生息している。 第2種特別地域 特定植物群落	
南原千畳溶岩	八畳富士より流れ出た溶岩 が海まで達している火山景 観で、溶岩の流れの様子を観 察できる八丈島で数少ない 場所である。 第1、3種特別地域	火山景観の維持のため、地形等 の改変は避け、現状維持を基本 とする。車道より海側につい ては、園地、園路等の事業施設に とどめる。
三原山山頂常 緑広葉樹林	三原山山頂付近の北斜面に 生育するシイ、タブ等を主林 とする広葉樹林の自然林、三 原山地域の本来の植生がよ い状態で保存されている地 域で、貴重である。 第1種特別地域 特定植物群落	厳正な保護により現状維持を図 る。
三原山山頂周 辺常緑広葉樹 林	山頂から山腹にかけての、ス ダジイ、タブの二次林である が、一部にシイ等の大木を含 み、林内は、ラン科植物等貴 重な植物の生育地となっ ている。また、動物(特に鳥類) の生息環境としても重要で ある。 第3種特別地域	農林業との調整を図りつつ、極 力現状の維持に努める。貴重種 保護のため、西白雲山周辺につ いては、特に配慮するものとし る。
三原山ヘゴ自 生地	三原山北側の沢部、亜熱帯植 物の木生シダ、日本北限の生 息地。 第3種特別地域 国天然記念物	生育地周辺を含め、現状維持を 図る。
海食崖	八丈島の海岸景観の代表で 眺望の対象として重要であ る。	現状維持を図る。

	第1種特別地域	
海岸風衝植生	海食崖及び浜部に生育する風衝植生。 第1種特別地域 普通地域	海岸風衝植生は、厳しい環境に適応した群落で、破壊されると回復が難しいため、改変は極力避ける。

八丈小島

保全対象	概 要	保 全 方 針
ハマオモト群落	八丈小島の宇津木及び島打海岸付近一帯に広がるハマオモト（ハマユウ）の群落 第1種特別地域 都天然記念物	野ヤギの食害に対する保全対策及び復元方策を検討する。
海食崖	海食により特徴的な景観となっており、眺望の対象として重要である。	現状維持を図る。

(3) 主要な展望地

本管理計画地域の主要な展望地とは、公園事業道路の沿線、展望の開けた峠、山頂、岬等である。これらの展望地のうち、代表的な位置、展望方向を下表に挙げる。

名称、位置	主要展望対象
八丈富士山頂 (車道部を含む)	近隣の他島、三原山、その他全方向
大賀郷 八丈島空港 八丈植物園	八丈富士、三原山
南原園地	八丈小島、横間ヶ浦、大坂トンネル、八丈富士
大潟浦園地	同上
底土海岸	登竜峠、神止山、八丈富士
大坂トンネル 展望台	八丈富士、八丈小島、八重根港
三原山山頂 (周辺を含む)	八丈富士、八丈小島 その他全方向
乙千代浜	クロスノウ、八丈小島
三原橋	三原山、小岩戸ヶ鼻
名古の展望台	小岩戸ヶ鼻、汐間海蝕崖、三原山(東台子山)
登竜峠	八丈富士、底土港、神湊港、神止山、八丈小島
大越ヶ浜展望台	近隣の他島

(4) 公園事業取扱方針

公園計画による整備方針及び事業決定の内容、並びに「国立公園及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）による他、下記の取扱方針によって適切に運用する。

事業の種類	取 扱 方 針
道 路 (車 道)	<p>快適な公園利用を進めるため、必要に応じて現道の線形改良 ・拡幅整備及び防災工事等を進める。なお、改良等に当たっては、風致景観に十分配慮し、修景を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、工作物道路の取り扱いに準ずるほか、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望の確保、展望の優れた箇所については、支障木を伐採する等展望の確保に配慮する。 ・沿線の興味地点については、標識等により積極的に利用者の誘導を図る。
道 路 (歩 道)	<p>山岳登山ルートについては、特に利用者の安全を配慮して整備する。その他のルートは単に最短距離で目的地に到達するものではなく、興味対象を有効につなぎ、沿線の自然に親しめるよう計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付帯施設の取扱い 休憩舎、公衆便所、案内・解説標識等の施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 施設規模は過大とならないよう周辺の自然と調和のとれたデザインとする。 ・管理方針 クズカゴ・吸殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止のPR等に努める。 危険箇所の点検及び草刈、清掃等を定期的実施する。
園 地	<p>海浜・樹林地・展望地など各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝・散策・ピクニック・風景鑑賞等人と自然のふれあいが促進されるよう配慮する。</p> <p>付帯施設 休憩舎、公衆便所、案内・解説標識等の施設は、利用性及び管</p>

	<p>理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>施設規模は過大とならないよう周辺の自然と調和のとれたデザインとする。</p> <p>管理方針 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>クズカゴ・吸殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止のPR等に努める。園地、広場等の点検及び草刈、清掃等を定期的実施する。</p>
宿 舎	<p>既存宿舎の適正な運営を図るとともに、快適な利用を図れるよう必要な施設の整備を行う。</p> <p>なお、高さについては、主要な展望地からの眺望に支障を生じないよう十分配慮すること。</p>
野 営 場	<p>自然とのふれあいを推進するために必要な基盤施設であり、施設の整備、改良を積極的に行い、快適で安全な利用の推進を図る。</p>
植 物 園	<p>シイ、タブ、ヤブニッケイ等の八丈島にある本来の林である暖帯林を中心に、亜熱帯植物も生態観察できる施設となるよう、自然散策路等を中心に整備する。</p> <p>なお、ビジターセンターは八丈島の自然とふれあうための案内、情報提供等を行う中心的施設として必要な施設の整備を図るものとする。</p> <p>付帯施設、休憩舎、公衆便所、案内・解説標識等の施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。施設規模は、過大とならないよう配慮するとともに、周辺の自然と調和のとれたデザインとする。</p>

3. 地域の開発整備に関する事項

交通手段の発達による本土との時間距離の短縮、観光意識の変化等様々な要因により、利用者は、昭和53年に一時もりかえしたものの、全体として昭和48年をピークに減少を続けていた。しかし近年、サーフィンやスキューバダイビング等のマリンスポーツの普及により、来島者は平成元年から少しずつ増加傾向を示している。

今後は、恵まれた自然環境を生かし、自然ふれあい型利用を促進するものとする。

また、公共事業は住民の生活と密接な関係があり、自然公園法の手続きを迅速化し、公共事業の円滑な推進を図る。このため毎年度毎の事業計画について、前年度中にヒアリング等により事前調整を行うとともに、八丈町担当者との定期的な連絡会を開催し、連絡調整を密にする。

(1) 自然公園施設の整備

公園計画に従い適切な整備を図るものとする。八丈ビジターセンターは、八丈島全体の自然公園利用の総合案内的機能を有した中心的施設とする。また、自然ふれあいの場としての関連施設の設置を検討する。

(2) 一般公共施設

ア. 港湾施設

基本方針

当該施設は、離島における基幹施設であり、その必要性、重要性は高い一方で、海岸の景観の保全に重大な影響を及ぼすことが考えられる施設であることから、港湾区域の指定及び事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。

調整上の留意点

(ア) 自然海岸地域への区域拡張は、必要最小限とすること。

(イ) 外郭防波堤等については、設置に伴い潮流、砂の移動等の変化が予想されるので、必要に応じてこれらを明らかにさせるとともに、周辺の自然環境に支障が生じないように留意する。

イ. 漁港施設

基本方針

当該施設は、島の基幹産業である漁業の振興と密接に関連するものであり、その必要性、重要性は認められる。これらの施設は、港湾施設と同様の問題を持つことから、港湾施設の取り扱いに準じ調整を図るものとする。

ウ. 海岸保全施設

基本方針

国土保全、災害防止等の観点から、その必要性は認められるが、一方で海岸及び海浜景観の保全に、広範囲にわたり重大な影響を与えることが予想される施設であることから、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。

調整上の留意点

- (ア) 必要最小限の規模で、海岸景観の保全に十分配慮した工法の検討をすること。
- (イ) 施設の設置により潮流の変化が予想される場合には、十分な調査を行うとともに、周辺の自然環境に支障が生じないように十分配慮すること。
- (ウ) 海水浴等の利用が多い地区では、その利用に配慮した工法を検討すること。
- (エ) 海浜植物群落の発達している地区では、これらの保全に留意すること。

エ. 治山、砂防施設

基本方針

国土保全、災害防止等の観点からその必要性は認められるが、一方で風致景観及び下流の海岸への土砂の供給に影響を与えることが予想される施設である。従って、事業実施に当たっては、事前に十分な調整を図ることとする。

調整上の留意点

- (ア) 必要最小限の規模で、風致景観に十分配慮した工法の検討をすること。
- (イ) 下流へ災害を誘発しない程度に、土砂を供給する工法等について、検討を進めること。

4. 事業施設の管理に関する事項

公園利用施設が、老朽化や破損によって設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、また、利用者の安全が確保されるよう、施設設置者が定期的に施設の点検を実施し、関係機関の協力を得つつ、必要な方策を講ずるものとする。

5. 利用者の指導に関する事項

(1) 八丈島における利用者指導

八丈植物園内にビジターセンターが開館したことに伴い、今後、八丈島の利用者指導は、このビジターセンターを拠点に進めるものとする。

ビジターセンターの活動は、次の点を基本方針とする。

①八丈島の特性に応じた自然体験型利用の推進を図るものとする。

例：原始林探望、磯・海岸の観察、切替畑の体験学習

②自然とのふれあいの場として八丈富士、三原山、八丈小島等のフィールドにおける利用方法との連携の方策を検討する。

③ビジターセンターの機能を高めるため八丈島の自然のデータベース化を進めるものとする。

例：動植物目録の作成、帰化植物の侵入等の解析、フェノロジーマップ（生き物の季節ごよみ）の作成

④これらのプロジェクトの推進に当たっては、東京都や八丈町、観光協会、漁業共同組合、農業共同組合等からなる連絡体制を確立し、ビジターセンターを核として活動の推進を図るものとする。

⑤活動を進めるに当たっての協力体制については、島内の学識経験者やボランティア等の参加、協力が不可欠であり、これらの人々への呼びかけ、研修等を進めるものとする。

(2) 適正利用の推進

近年、マリンスポーツの発達が著しく、八丈島周辺でもダイビングを中心とした海の利用が行われている。今後もこの傾向は進むものと考えられ、島の振興のため、新しい公園利用の一部として海の利用の推進を図るものとする。

なお、海の利用の推進に当たっては、漁業者との調整や安全対策、必要な施設の整備等課題は多く関係機関の協力が必要である。

また、利用の多様化にともなって、自然環境に与える影響の大きな利用形態や騒音等、他の利用者の迷惑になるような利用形態がでてくることも予想されるが、これらについては適正な指導を図る。

(3) 利用者の安全対策

波浪等の影響を受け易い地区、及び津波の危険のある地区にあっては、必要に応じて注意標識、安全施設を設ける等、利用者の安全確保を図るために必要な措置が講じられるよう、関係行政機関が協力して、管理者を指導するものとする。

(4) 盗掘の防止と保護育成

八丈島には、ラン科植物等をはじめとする貴重な植物が生育しており、山草ブームによるマニアの盗掘を防止するため、利用者に対する啓蒙を図るとともに、貴重な植物の保護育成、増殖事業等を積極的に行うことのできるような体制作りが必要である。

6. 地域の美化及び清掃に関する事項

美化清掃事業については、八丈町により適切に行われているところであるが、限られた島内では、ゴミ処理についてむずかしい問題が多いため、当面ゴミの量を減らし、効率的に収集処理できるよう、次の点について検討を進めるものとする。

- ・クズカゴは、ゴミの回収が容易にできる場所以外には原則として設置しないものとし、注意板を設置してゴミの持ち帰りの普及徹底を図る。
- ・磯釣り客によるゴミ、テグス等の散乱防止を図るため、釣具店や渡船、遊漁船業者等を通じての呼掛け、ゴミ持ち帰りのPRを行う。
- ・関係機関協力のもとに主要利用ルートや利用拠点を中心に適宜クリーン作戦を実施するものとする。

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（八丈支庁管内）

管理計画検討会検討員

学識経験者

高西次男（座長）	アジア航測（株） 取締役
真坂昭夫	（財）自然環境研究センター 理事
葛西重雄	八丈町文化財審議委員

関係行政機関

東京都建設局公園緑地部計画課長	吉水忠幸
東京都建設局公園緑地部公園課長	日吉正男
東京都八丈支庁長	相川征治
八丈町長	奥山日出男

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（八丈支庁管内）管理計画策定経緯

- | | |
|----------------|---|
| H. 4年6月30日 | 管理計画作成地域の指定通知 |
| H. 4年6月30日 | 検討会設置、検討員依頼 |
| H. 4年10月26～27日 | 現地調査及び第1回検討会
・管理計画作成主旨説明
・公園管理上の諸問題についてフリートーキング |
| H. 4年12月16～17日 | 現地ヒアリング
・課題への対応検討 |
| H. 5年12月15～16日 | 現地調査及び第2回検討会
(管理計画（素案）についての審議) |
| H. 5年3月12日 | 中央連絡会議
(管理計画改定案の検討) |
| H. 5年3月31日 | 管理計画決定 |